



第24回 生命保険金の課税について

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



昨年10月に母が亡くなり、生命保険金が私と妹に1,000万円ずつ払われることになりました。

母は専業主婦だったので、保険料は父が払っていました。死亡保険金は相続税の対象になるとか、500万円までは税金がかからないとか聞きますが、どちらが正しいのでしょうか。



生命保険金は、ご質問のように被保険者が死亡したことにより支払われるもの、保険期間満了などにより支払われるもの、被保険者が一定の年齢に達した場合に支払われるものなど、保険契約の内容によっていろいろな場合に支払われますが、その課税関係は複雑なものとなっています。

具体的には、支払われた生命保険金の受取人、その保険料を誰が負担していたのかなどの違いにより課税される税金が違ってきますので、ケース別にご説明します。

右頁の図をご覧ください。

1 死亡の場合 …… 図1

(被保険者の死亡を保険事故として保険金が支払われる場合)

(1) 保険料の負担者が被保険者の場合 (図1①)

被保険者が死亡したことにより支払われる保険金の保険料負担者が被保険者＝被相続人だった場合は、誰が保険金を受け取っても被相続人の相続財産とみなされ、相続税の対象になります。

ただし、相続人(相続を放棄したり、相続権を失った相続人は含まれません。)が受け取った場合は、受け取った保険金のうち

500万円×法定相続人の数(非課税限度額)

までが非課税となり、非課税限度額を超える部分のみが相続税の課税対象となります。

(2) 保険料の負担者が被保険者以外

保険金の保険料負担者が被保険者以外の場合は、次のようになります。

イ 保険料の負担者と受取人が同じ場合 (図1②)

(イ) 死亡保険金を一時金で受け取る場合

自分が保険料を負担し、保険金を一時金で受け取った場合は、次の計算により算出された額が一時所得として所得税の課税対象となり、給与所得など他の所得と合算して税金が計算されます。

$$\{(\text{保険金} - \text{支払保険料}) - 50 \text{ 万円}\} \times 1/2$$

(ロ) 死亡保険金を年金で受け取る場合

死亡保険金を年金方式で受け取る場合は、公的年金等以外の雑所得として所得税の対象になります。その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料を差し引いた金額が所得になります。

ロ 保険料の負担者と受取人が違う場合 (図1③)

受取った保険金は、保険料の負担者からの贈与と見なされ、贈与税の対象となります。

図 1 死亡の場合

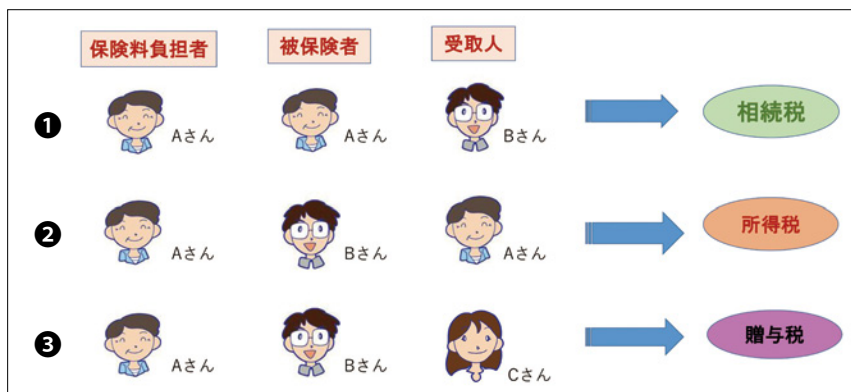
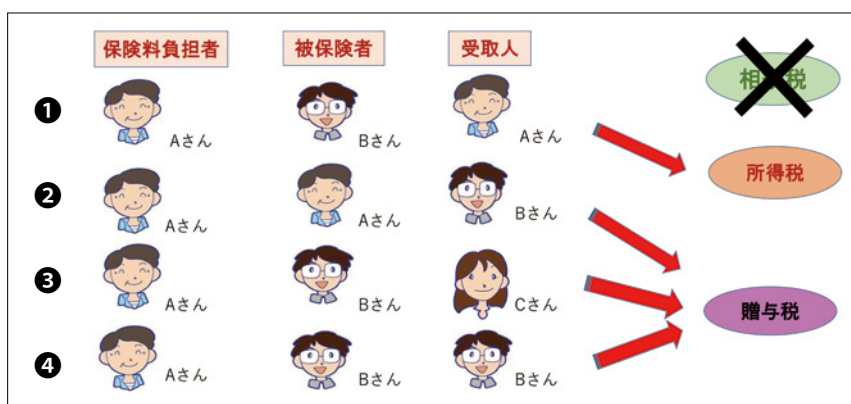


図 2 満期等の場合



2 満期等の場合 …… 図 2

満期保険金や生存保険金なども保険料の負担者と受取人の関係によりかかる税金が違います。

(1) 保険料の負担者と受取人が同じ場合 (図 2 ①)

上記 1 (2) イと同じく一時金で受け取る場合は一時所得、年金で受け取る場合は雑所得として所得税の対象になります。

(2) 保険料の負担者と受取人が違う場合 (図 2 ②③④)

上記の 1 (2) ロと同じく受け取った保険金は、保険料の負担者からの贈与とみなされ、贈与税の対象となります。

3 ご質問の場合

ご質問では、お母様の死亡保険金で、保険料の負担者がお父様です。図 1 の③に該当するので、お父様からあなたと妹様にそれぞれ 1,000 万円の

贈与があったとみなされます。これらの死亡保険金については、あなたと妹様がそれぞれ自分の住所地を管轄する税務署に、贈与を受けた翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に贈与税の申告と納税をすることになります。なお、昨年中にこの死亡保険金のほかに贈与を受けた財産があれば、あわせて贈与税の申告と納税をすることになります。

もし、ご質問の場合でお母様が保険料の負担者であった場合には、あなたと妹様が受け取った死亡保険金はお母様の相続財産とみなされますが、1,500 万円 (500 万円×法定相続人数 3 人) までは非課税となるので、500 万円が相続税の課税対象財産となります。お母様の相続財産 (死亡保険金 500 万円を含む。) の合計額が相続税の基礎控除額 4,800 万円 (3,000 万円 + 600 万円×法定相続人数 3 人) を超えるようでしたら、なくなった日から 10 か月以内に相続税の申告と納税が必要となります。

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口かぶぎん地域経済研究所までお問い合わせください。